

「財産及び債務の明細書」から「財産債務調書」へ 提出基準等も変わります。

1. 現行の制度(提出基準)

所得税の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の各種の所得金額の合計額が2千万円を超える方は、その年の12月31日現在の財産や債務についてその種類や金額を記入した「財産及び債務の明細書」を確定申告書に添付して提出しなければならないことになっています。この制度は現在の所得税法232条に規定されています。現行の制度は平成26年分の所得税の確定申告に伴う今年の提出分が最後で、来年提出する平成27年分の確定申告からは、次の2で述べる制度に改変されます。

2. 平成27年度の税制改正による改正点

(1)提出基準

1で示した現行の提出基準「その年分の各種の所得金額の合計額が2千万円超であること」(いわばフローの基準・①)に、「その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること、または、同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例(文末の注参照)の対象資産の価額の合計額が1億円以上であること」(いわばストックの基準・②)が加わり、①であり、かつ、②でもある場合に提出義務を負う「財産債務調書」(新名称)制度に改変されることになりました(現在国会で審議中)。この新しい財産債務調書制度は、所得税法ではなく、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」の中に、新規の条文(同法第6条の2等)を創設する形で制度化されます。一足先に同法で制度化された「国外財産調書」(同法第5条・第6条)に続く・並ぶ制度という位置づけです。

財産債務調書の提出基準について若干説明を追加しますと、例えば、「その年分の各種の所得金額の合計額が2千万円超」であっても、その年の12月31日において「有する財産の価額の合計額が3億円以上」でなく、「国外転出時の譲渡所得等の特例の対象資産の価額が1億円以上」でもない場合は提出義務がないことになります。逆に5億円の財産を有していても、その年の所得金額の合計額が2千万円以下であれば、改正前と同様に財産債務調書の提出義務はありません。

このような提出基準の改正により、提出基準自体は、

全体として緩和されたこととなりますが、①と②の基準のいずれも満たす方の場合、同じく今年の税制改正で導入される「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」の潜在的適用者として税務当局に把握されることになると思われます。

(2)記載内容等

財産債務調書の具体的な書式は、本号執筆時点では不明ですが、税制改正大綱によれば、現行の明細書の記載事項である財産の種類、数量及び価額のほか、財産の所在、有価証券の銘柄等、すでに施行されている国外財産調書の記載事項と同様・同程度の記載が求められます。一例をあげると、財産の価額は、現行では取得価額を記載するものとされていますが、財産債務調書では、原則として時価を記載することになります。時価については、見積価額とすることもできますが、有価証券等については、時価だけでなく、取得価額の記載も要することとされますから、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」の対象になる有価証券等の含み益が各年の年末時点でどの程度かが分かる仕組みになっている、ということです。

なお、国外財産調書に記載した国外財産については、財産債務調書に重複して記載することは要しませんが、記載漏れになっている財産等に関して、所得税や相続税の申告漏れが生じた場合は、過少申告加算税等が加重される措置等も導入されます。

1で触れましたが、上記改正後の財産債務調書制度は、平成28年1月1日以降に適用、つまり、平成27年分の所得税の確定申告に伴って施行されます。

注 「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」の概要

平成27年7月1日以降に国外転出をする居住者(転出前の日本での居住期間によっては適用除外あり)が、出国時の時価が1億円以上となる対象資産(有価証券、未決済の信用取引及び未決済のデリバティブがこれに当たります。)を有する場合、国外転出の時に、それらの対象資産を時価で譲渡又は決済をしたものとみなし、すなわち、その時点のそれらの含み益(又は損)が実現したものとして、事業所得の金額や譲渡所得の金額を計算して課税する制度。